

福岡県公報

令和 4 年 8 月 23 日
第 326 号

目 次

告 示 (第771号 - 第775号)

- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の住所(所在地)の変更 (保護・援護課) 3

公 告

- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 3
- 落札者等の公示 (総務事務厚生課) 4
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 4
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 4
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 5
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録の失効 (林業振興課) 5
- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録 (林業振興課) 6
- 落札者等の公示 (総務事務厚生課) 6
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 6

- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 6
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 7
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 7
- 有明海の再生に関する福岡県計画の変更 (漁業管理課) 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7

告 示

福岡県告示第771号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和 4 年 8 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
筑紫生168	たけだ眼科クリニック	筑紫野市美しが丘南七丁目1-31	R4・7・1
飯生345	あそう内科クリニック	飯塚市楽市309-8	R4・7・1
行生151	行橋京都休日・夜間急患センター	行橋市東大橋二丁目9-1	R4・4・1
粕生歯82	医療法人しのぎき歯科クリニック	糟屋郡宇美町宇美六丁目1-6	R4・7・1
古生歯82	まさよし歯科医院	古賀市新久保一丁目1-32	R4・7・1
大野生歯144	なごみ歯科医院	大野城市瓦田一丁目14-6	R4・7・1
行生歯94	行橋京都休日・夜間急患センター	行橋市東大橋二丁目9-1	R4・4・1
粕生薬191	クローバー薬局粕屋店	糟屋郡粕屋町原町一丁目7-10	R4・7・1
宰生薬57	ララ薬局 太宰府店	太宰府市大佐野三丁目1-58	R4・7・1

粕生訪22	みかさの里訪問看護ステーション	糟屋郡須恵町大字旅石887番7 オフィスパレア須恵ⅢB棟4号 室	R4・4・24
飯生訪35	なでしこほっと訪問看護ステーション	飯塚市太郎丸265	R4・7・1

福岡県告示第772号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
古生23	八島皮膚科クリニック	古賀市天神二丁目1-2	R4・6・25
宰生45	医療法人津田内科医院	太宰府市通古賀六丁目2-6	R4・6・20
筑紫生108	たけだ眼科クリニック	筑紫野市美しが丘南七丁目1-31	R4・6・30
飯生263	あそう内科クリニック	飯塚市楽市309-8	R4・6・30
行生100	行橋京都休日・夜間急患センター	行橋市東大橋二丁目9-1	R4・3・31
粕生歯48	しのざき歯科クリニック	糟屋郡宇美町宇美六丁目1-6	R4・6・30
古生歯9	まさよし歯科医院	古賀市新久保一丁目1-32-101	R4・6・30
大野生歯59	船越歯科医院	大野城市錦町二丁目4-10	R4・6・30
大野生歯58	なごみ歯科医院	大野城市瓦田一丁目14-6	R4・6・30
行生歯59	行橋京都休日・夜間急患センター	行橋市東大橋二丁目9-1	R4・3・31

古生薬9	そうごう薬局 古賀店	古賀市天神二丁目1-2	R4・6・30
宰生薬33	ララ薬局 太宰府店	太宰府市大佐野三丁目1-58	R4・6・30
北筑後生訪3	訪問看護 れんげ	三井郡大刀洗町大字山隈1313-6	R4・7・31

福岡県告示第773号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
古生訪4	訪問看護ステーションやまびこ	古賀市花見南一丁目2-15	古賀市花見南二丁目11-1	R4・7・16

福岡県告示第774号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
春生マ18	熊野 秀明	春日市下白水北二丁目95 カ ーサピラB103	R4・8・1
大野生マ53	西島 直子 (株) オファサボ ート 訪問マッサージ ハート ナー)	大野城市中三丁目15-12	R4・7・12
田川生マ70	高武 宗俊 (ふれあい施術所)	田川郡福智町金田60-64	R4・7・1
中生柔49	金井 貴雄 (クレイン整骨院)	中間市中間一丁目8-1 B ereonakama101	R4・6・15
像生柔136	福浦 史直 (ふくうら整骨院)	宗像市自由ヶ丘三丁目16-3	R4・6・1
田生はき16	古川 浩一朗 (祐療堂鍼灸院)	田川市春日町4-12	R4・8・1
春生はき11	熊野 秀明	春日市下白水北二丁目95 カ ーサピラB103	R4・8・1

福岡県告示第775号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から住所（所在地）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

住所（所在地）の変更

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
飯生はき6	瓜生 公一 (うりゅう鍼灸院) 飯塚市鯉田1383-1	瓜生 公一 (うりゅう鍼灸院) 飯塚市鯉田564-6	R4・8・3

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日
令和4年7月28日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 エマックス・クルメ
(2) 所在地 久留米市東町316番地2号
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社千鳥屋本家 代表取締役社長 原田 実樹宜 飯塚市本町4番21号 外21者	株式会社千鳥屋本家 代表取締役社長 原田 実樹宜 飯塚市本町4番21号 外17者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 JAふくおか嘉穂 複合型ファーマーズマーケット
(2) 所在地 飯塚市鶴三緒1101番外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
防災・防犯対策への協力

- ① 施工中、施工後に関わらず、いかなる災害も誘因することがないように施工してください。

騒音の発生に係る事項

- ① 工事および土砂等の運搬に際しては環境保全（騒音・振動・粉じん）に十分注意すること。
② 特定建設作業を行う場合は、法に基づき事前に届出を行うこと。
③ 開店後に、騒音等に係る苦情が発生した場合、搬出入車両の受入時間変更等、事業者は適切かつ迅速に対応すること。

街並みづくり等への配慮等

- ① 土地の区画形質の変更が生じる場合は都市計画法第29条の許可申請を行ってください。
② 屋外広告物の表示面積の合計が15㎡を超える場合は、福岡県屋外広告物条例に則り、屋外広告物の許可申請を行ってください。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和4年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

薄膜物性評価装置（4備出12）一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務事務厚生課調達班

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

- 3 落札者を決定した日
令和4年7月14日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

正晃株式会社

(2) 住所

福岡市東区松島三丁目34番33号

- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
32,285,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告日

令和4年6月7日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、篠栗町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
篠栗町大字尾仲	令和4年7月20日から 令和4年9月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定によ

り、国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（4級基準点測量、地形測量、路線測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州国道事務所管内	令和4年7月21日から 令和4年12月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、筑後市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
筑後市（全域）	令和4年8月8日から 令和5年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、遠賀町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量、3級水準測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀町（一部）	令和4年8月1日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市筵内字川原812番、813番1、813番3及び813番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市筵内字川原814番

澁田 健世

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定に基づき、次のように登録を受けた生産事業者からの廃止の届出により登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和4年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

登録番号	生産事業者		生産内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地

福岡県 第492号	山口 深	八女郡星野村 7933	種穂 苗木	山口 深	八女郡星野村 7933
--------------	------	----------------	----------	------	----------------

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和4年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

登録 番号	生産事業者		生産事 業内 容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地
福岡県 第524号	仁田原 利基	八女市黒木町笠 原8683	種穂（採取） 苗木（幼苗 の育成） 苗木（幼苗 以外の苗木 の育成）	仁田原 利基	八女市黒木町笠 原8683

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和4年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 落札に係る特定役務の名称
福岡県財務会計システム用ソフトウェア等の賃貸借
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日
令和4年7月26日
- 落札者の氏名及び住所

- 氏名
株式会社 J E C C
- 住所
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
110,580,800円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日
令和4年6月10日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
大川南部土地改良区	令和4年8月10日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
大刀洗北部土地改良区	令和4年8月10日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和4年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
深野土地改良区	令和4年8月10日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
隈上土地改良区	令和4年8月10日

公告

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第5条第1項の規定に基づき定めた有明海の再生に関する福岡県計画を変更したので、同条第8項において準用する同条第7項の規定により次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置いて縦覧に供する。）

令和4年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市福童字西内畑426番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
#306 VOQUE Serviced Residence, 99 Soi Sukhumvit 51, Klongtan-Nua, Wattana, Bangkok 10110 Thailand
小林 寛幸